

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 札幌白石記念病院 訪問リハビリテーションの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	札幌白石記念病院 訪問リハビリテーション
所在地	札幌市白石区本通8丁目南1番10号 新棟2階
電話番号/FAX番号	080-4298-7858/011-868-7021
通常の事業実施区域	札幌市白石区、豊平区
事業所番号	0110513777

(2) 事業所の職員体制

管理者	1名	言語聴覚士	1名
医師	1名	管理栄養士	1名
理学療法士	2名	健康運動指導士	1名
作業療法士	2名	事務員	1名

(3) 営業日・営業時間・休業日

営業日	月曜～金曜
営業時間	午前9時～午後5時
休業日	土・日・祝 12月30日～1月3日まで

2. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会医療法人医翔会札幌白石記念病院訪問リハビリテーション(以下当施設という)は要介護状態及び要支援状態と認定されたもので、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション(以下訪問リハビリテーションという)のサービスを利用しようとするもの(以下利用者という)に対して、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅でその有する能力に応じ、自立した社会生活を営むことが出来るように、心身の機能維持回復を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- 訪問リハビリテーション実施に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法その他の必要な総合リハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が居宅での生活を維持でき、ノーマライゼーションを達成できる在宅ケアの支援に努めます。
- 訪問リハビリテーションの実施に当たっては、地域の中核となるべく、居宅支援事業者その他の保健医療福祉サービスの提供者並びに関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービスが受けることができるよう努めます。
- 訪問リハビリテーション提供に当たっては、利用者の主体性と選択を重視し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項において、理解が得られるよう懇切丁寧な指導又は説明を行うとともに、利用者主体性と尊厳を重要視したサービス提供するよう努めます。
- 訪問リハビリテーションの実施に当たっては、社会的使命を十分理解し、職員の質的向上を図るため研究及び研修の機会を設け、業務体制を整備してまいります。

3. サービスの概要

(1) 理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション、機能訓練、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき総合的なリハビリテーションを行います。尚リハビリテーションを行うに当たり主治医からの「診療情報提供書」及び指示書が必要となります。3ヶ月に1回当事業所での診察が必要となります。

(2) 訪問リハビリテーション計画の作成

利用者が受けるサービスについて、医師の指示及び居宅サービス計画を基に、リハビリ目標と内容、リハビリ実施方法等を利用者や家族の方と相談しながら作成します。

また、定期的に利用者の身体状況について訪問リハビリテーション計画を見直します。

尚、心身状態の確認のため、映像を利用する場合がございますので予めご了承ください。

(3) 居宅介護支援事業所及び関係機関との連絡調整

利用者の身体状況・日常生活の変化等を随時、介護支援専門員及び保健福祉医療事業者と連携を図ります。

(4) サービスの終了

- 1 利用者の都合でサービスを終了する場合、申出により随時解約できます。
- 2 当施設の都合(人員不足ややむを得ない事由)でサービスの提供を終了する場合には、終了1か月前までに文書で通知し、地域の他の訪問リハビリテーション事業者をご紹介します。
- 3 以下の場合は、双方の通知なくとも自動的にサービス終了します。
 - イ) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ロ) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)になった場合。
 - ハ) 利用者が死亡した場合
- 4 利用者やその他家族等が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
正当な理由無くサービスの利用の中止をししばしば繰り返した場合、または入院もしくは病気等により1か月に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- 5 ケアプランに基づき目標が達成された場合。開始日より1年以上超過した場合。

4. 訪問日程と担当職員

- (1) 当事業所は、利用者と共に作成したケアプランの日程により訪問リハビリを実施します。
やむを得ない事情により、訪問日や時間帯等が変更のお願いする場合がございますのでご了承ください。
その場合は、事前に代替日等を確認させていただきます。
- (2) 当事業所は担当制としています。休暇・出張により担当を変更する場合がございますのでご了承ください。
- (3) 訪問スタッフは作業療法士が主体に訪問します。必要時理学療法・言語聴覚士の職員を派遣いたします。
- (4) 利用者は担当職員の変更を申し出ることが出来ます。その場合は事前にご連絡お願い致します。
- (5) 担当職員は異動等の事由により変更する場合がございますのでご了承ください。

5. 利用料金

(1) 利用者負担金

基本料金は、健康保険法令等の関係法令に基づく金額です。

※尚、1単位につき、10.17%

(2) 加算料金

要介護	☐	訪問リハビリ1	308	単位/回
	☐	サービス提供体制加算 I	6	単位/回
	☐	短期集中リハビリ加算	200	単位/日
	☐	リハビリマネジメント加算 イ	450	単位/月
	☐	リハビリマネジメント加算 ロ	483	単位/月
	☐	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	単位/日
	☐	移行支援加算	17	単位/日
	☐	退院時共同指導加算(初回のみ)	600	単位/回
要支援	☐	予防訪問リハビリ I	298	単位/回
	☐	短期集中リハビリ加算	200	単位/日
	☐	サービス提供体制加算 I	6	単位/回
	☐	退院時共同指導加算	600	単位/回
	☐	予防訪問12月超	-30	単位/回

(2) 利用者負担金の確定・支払方法

- 1 各種保険証について、年1回の更新による変更があります。ご確認させていただきます。
- 2 特定疾患受給者証をお持ちの方は、負担金の確認が必要なため、毎月確認させていただきますのでご了承ください。
- 3 利用者負担金は月ごとの支払いとし、金融機関より、自動支払システムにて毎月支払うものとします。
- 4 振替手続き終了後現金での取り扱いは致しかねますのでご了承ください。
- 5 振替に不備があった場合当事業所よりアナウンスさせていただきます。アナウンスを行ったにも関わらず以後複数回
- 6 に渡って振替の確認が取れなかった場合は等事業所の利用継続について相談させていただく場合がございます

(3) キャンセル料

- 1 予定されていた訪問リハビリをキャンセルする際、事前に連絡があった場合はキャンセル料をいただきません。
但し、当日訪問時間までに連絡がなく訪問してからキャンセルとなった場合、交通費を請求させていただきます。
緊急時を除いて前日の17:00までにご連絡いただけますようお願いいたします。

2 交通費

公共交通機関の場合 実費

当事業所車両・徒歩の場合

500m～1km未満	100円	1km～2km未満	200円
2km～3km未満	300円	3km～4km未満	400円
4km～5km未満	500円		

(4) 駐車場所

訪問時は車両での訪問になりますので、自宅前及び周辺の駐車スペースの確保をお願いいたします
尚、駐車スペースがない場合は訪問時間・曜日等変更・調整をさせていただきますのでご了承ください。

5. サービス内容に対する苦情

(1) 当施設の苦情・相談窓口

- 1 「札幌白石記念病院 リハビリテーション科 担当:安部陽子」 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
連絡先 011-863-5151 FAX 011-863-5161
- 2 「居宅支援事業所」ご契約されている介護支援専門員へご相談ください。

(2) 介護保険を含む福祉サービス全般に関する苦情・相談について

- 1 「福祉サービス苦情相談センター」
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
TEL 011-632-0550 fax 011-613-5486
- 2 「北海道国民健康保険団体連合会」
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
TEL 011-231-5161(苦情処理担当) fax 011-233-2178
- 3 区役所保健福祉部各課でも受け付けています。

6. 損害賠償保険

当施設の提供するサービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害補償については速やかに対応します。尚、当事業所は損害賠償保険に加入しています。

7. 事故発生時の対応について

- (1) サービス実施に当たって事故が発生した場合には、すみやかに家族または身元引受人及び状況に応じて居宅支援事業所、市町村へ連絡するとともに、必要な場合主治医または協力病院に依頼するなどの対応を講じます。
- (2) 前項において、事故により損害が発生した場合、第10条規定により速やかに損害を賠償致します。
ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。
- (3) 当該利用者の家族・保険者が指定する者へ速やかに連絡し、事故の状況、事故の際とった処置について記録するとともに原因解明し、再発防止の対策を講じます。

8. 個人情報の開示について

ご自身の経過記録等閲覧や複写をご希望される場合は、代表者まで文書にてお申し込みください。
場合によってデータ開示をお断りすることもありますのでご了承ください。
ない開示には手数料がかかります。

9. 研究・学会活動における個人情報取り扱い及びデータ使用について

身体機能及び認知機能にかかわるデータを研究及び学会活動に使用し、今後の治療への一助に役立てる物として利用します。利用に当たっては研究目的以外には使用せず、個人を特定できない形(匿名化、番号化)でデータ保管し、外部への漏洩しません。また映像も顔を伏せるなど加工を行い個人を特定できないよう万全の配慮いたします。

10. 連絡に関わる伝達方法及びメールなどの使用取り扱いについて

当院はICT化(情報通信技術)の推進を積極的に取り入れています。電話以外にメールやその他通信ツールを利効率的、かつ迅速な連絡方法を進めていくため、アドレスなどの確認をさせていただきます。
ただし、情報の取り扱いには十分留意し、外部への漏洩や目的以外で使用には致しません。
返信があった段階で同意したとみなしますのでご了承ください。

11. 第三者評価の実施状況等について

第三者評価の実施状況	無	評価機関	-
実施した直近の年月日	-	評価結果の開示状況	-